

1 文（文章）で解答する設問の答案については、次のA項の加点要素の合計から次のB項・C項の減点要素の合計を引いた得点をその設問の得点とします。ただし最低点は0点としマイナスの得点はつけません。

A

a 以下の採点基準では、模範解答をいくつかの要素に分割し加点要素とします。答案中にその加点要素に相当する部分があれば、その加点要素に配点された得点を与えます。

b ある加点要素は、その加点要素に配点された得点か0点で採点することを原則とします。たとえば5点配点された加点要素であれば5点か0点で採点することを原則とします。

ただし、その加点要素中の部分点を認める場合もあります。その場合それぞれの採点基準の中に明記されていません。

c ある要素に加点するか否かが、他の要素と無関係に決まる場合と、他の要素との関係で決まる場合があります。前者の場合は、その要素を単独採点（独立採点）すると言いその旨必ず明記されています。後者の場合は、他の要素との関係について以下の採点基準で具体的に指示されています。

d **解答通り**という条件がある場合はいかなる部分点も認めません。

B

a 答案中に大きな誤読と判定される内容（語句）などがある場合は、その内容（語句）を減点要素として示されている場合もあります。

b 加点要素でも減点要素でもない部分もあります。その部分は加点も減点もしません。

C

次に該当するものは、答案の形式上の不備として、一箇所につき1点の減点要素とします。

a 誤字。漢字などの文字の明らかな誤りは誤字とします。

b 脱字。

c 文末の句点の脱落。

*字数指定のない場合、句点の脱落は誤字とし1点の減点とします。

d その他不適切と判断せざるをえない箇所。

e 不適切な文末処理。設問の問い方に対応していない形で答案の文末を結んでいない場合は、適切な文末処理が行われていないと見て形式上の不備による減点要素とします。

たとえば「：とはどういうことか？」という問いに体言で結んでいないものなどは適切な文末処理が行われていないと見て形式上の不備とします。

また、理由が問われているのに、「から」「ので」などで結んでいないものなども適切な文末処理が行われていないと見て形式上の不備と見ます。

*ただし、「ことである」などの表現も「こと」などで結んでいるものと同様適切な文末処理が行われていると見ます。また、「からである。」などの表現も「から」などで結んでいるものと同様適切な文末処理が行われていると見ます。

また文末の表現を問わない場合もありますが、その場合はその都度明記されています。

2 日本語の表現として不適切なものは程度に応じて減点します。

3 次の各項に該当するものは、部分点の要素があっても、その設問の得点を0点とします。

a 答案が解答欄の欄外にはみ出しているもの。

b 一行の解答欄に二行以上書いた場合もその設問の得点を0点とします。

c 字数指定のある設問で、字数をオーバーしたもの。

d 答案の文章が最後まで完結していないもの。

4 **古文あるいは漢文の訳を記述する設問**の場合も以上に準じますが、文末の句点や文末の処理あるいは答案の完結にこだわらなくともよい場合はその都度明記されています。

一

■採点の原則

- ① 全ての答案について各要素単独採点とするが、答案が全く日本語の文(章)の体をなしていないと判断される場合は、要素の有無に関係なく0点とする。
- ② 正答の要素を含んでいても説明の方向性が全くズれていると判断される答案は0点としてよい。
- ③ 明らかな誤字、語句・接続語・助詞等の誤用はそのつどマイナス1点。

問一 各4点 解答通り

a 継(接も認める) b 為 c 帯 d 藤 e 駆

問二 A

■形式上の不備

- ・文末表現は要素F参照

基準 配点20点

■模範解答例

。 。
A B
(その傾向とは)海に囲まれ、山林が多くを占めている日本の生態系を構成し、農地や都市近郊で目にすることの多い、見た目や音の目立つ、自然豊かな日本の原風景のイメージを喚起する生きものが選ばれている
D E C

ということ。

■採点方法…各要素単独採点
字数制限なし

- 要素A「海に囲まれ、山林が多くを占めている日本」…3点
 - ・「自然が豊かな」という程度の説明なら2点。
 - ・説明が曖昧であると判断される場合は1点。

■要素B「生態系を構成し」…4点

- 要素C「農地や都市近郊で目にすることの多い」…4点
 - ・「身近な」「よく目にする」という程度の説明なら2点。
 - ・説明が曖昧であると判断される場合は1点。

■要素D「見た目や音の目立つ」…4点

- ・これはほぼこりと同じ形の説明のみ許容する。
- ・説明が曖昧であると判断される場合は1点。

■要素E「自然豊かな日本の原風景のイメージを喚起する生き物」…5点

- ・ 「自然豊かな」と同ニュアンスの説明を欠く場合は1点減点。
- ・ 「イメージを喚起する」と同ニュアンスの説明を欠く場合は2点減点。
- ・ 説明が曖昧であると判断される場合は2点。

■要素F 「傾向」について説明する答案形式と判断できれば広く許容してよい。不適切と判断される場合は1点減点。

■形式上の不備

- ・文末表現は要素F参照

基準 配点20点

■模範解答例

A

(その背景とは) 古くからお花見の習慣や虫をめぐる文化があった日本では、自然が作詞家など、芸術家の

B

C

創作活動に多大な影響を与え、今より自然に近い暮らしをしていた子どもたちの、身近な自然を尊ぶ気持ち

D

E

を育もうとして、教育的な意味を持つ歌を利用したということ。

■採点方法・各要素単独採点

字数制限なし

■要素A 「古くからお花見の習慣や虫をめぐる文化があった日本」…4点

- ・ほぼこのままの説明のみ許容。
- ・説明が曖昧であると判断される場合は2点とする。

■要素B 「自然が作詞家など、芸術家の創作活動に多大な影響を与え」…4点

- ・「作詞家など」「芸術家」は、どちらかが示されていけばよい。あとはほぼこのままの説明のみ許容。
- ・説明が曖昧であると判断される場合は2点とする。

■要素C 「今より自然に近い暮らしをしていた子どもたち」…4点

- ・「子どもたち」に限定していなくても可。
- ・説明が曖昧であると判断される場合は2点とする。

■要素D 「身近な自然を尊ぶ気持ちを育もうとして」…4点

- ・ほぼこのままの説明のみ許容。但し「身近な」はなくても可。
- ・説明が曖昧であると判断される場合は2点とする。

■要素E 「教育的な意味を持つ歌を利用した」…4点

- ・「歌」が「教育的な意味」を持つことが示されていけばよい。
- ・説明が曖昧であると判断される場合は2点。

■要素F 「背景」について説明する答案形式と判断できれば許容してよい。不適切と判断される場合は1点減点。

- 形式上の不備
- ・文末表現は要素参照

基準 配点2.6点

■模範解答例

A 模範解答例。 B カメムシなどはその主食が人間にとって有用な樹木や果実であり、越冬期には寒さをしのぐために人家に入り込むので害虫とされるに至ったが、その防除のために大量の農薬を使用すると益虫まで死滅させ、人間の健康にも害を与えるので使用を抑制している。 C D E F

■採点方法…各要素単独採点
字数制限なし

■要素A「カメムシなどは」…3点
・主語・主題提示。

■要素B「主食が人間にとって有用な樹木や果実であり」…5点
・「人間にとって有用な」と同ニュアンスの説明を欠く場合は3点
・説明が曖昧であると判断される場合は2点。

■要素C「越冬記には寒さをしのぐために人家に入り込むので害虫とされるに至った」…5点
・ほぼこのままの説明のみ許容。
・説明が曖昧であると判断される場合は2点とする。

*B・Cは、害虫とされるに至った理由としてセットで考える。「害虫とされるに至った」という説明の位置はこのセットのどこかにあればよい。

■要素D「その防除のために大量の農薬を使用すると」…3点
・「防除（駆除）のために」と同ニュアンスの説明を欠く場合は2点。
・説明が曖昧であると判断される場合は1点。

■要素E「益虫まで死滅させ」…5点
・ほぼこのままの説明のみ許容。
・説明が曖昧であると判断される場合は2点。

■要素F「人間の健康にも害を与えるので使用を抑制」…5点
・ほぼこのままの説明のみ許容。
・説明が曖昧であると判断される場合は2点。

*E・Fは、農薬の使用抑制の理由としてセットで考える。

■要素G 設問の求める事柄を説明している答案形式になっていると判断できれば許容してよい。不適切と

判断される場合は1点減点。

■形式上の不備

- ・文末表現は要素F参照

基準 配点30点

■模範解答例

A ①

A ②

B

「I」の記事は、研究・調査を、「II」の記事は具体的な事実・状況を報告する文章であるがゆえに、あくまで客観的な視点に立った記述となっているが、「III」の記事は一人のガーデンキュレーターの営為を、記者が時々その視点に自分を重ねつつ語っているので、主観的な記述の散見される文章になっている。

■採点方法・各要素単独採点
字数制限なし

■要素A ① 「I」の記事は、研究・調査を」…4点

■要素A ② 「II」の記事は具体的な事実・状況を報告する文章である」…4点

- ・「I・II」をまとめて「(調査・事実の)報告」という説明ができていれば、A全体として6点与える。
- ・A ①・A ②、それぞれについて、説明が曖昧であると判断される場合は各2点。
- ・A全体として、説明が曖昧であると判断される場合は4点。

■要素B 「客観的な視点に立った記述となっている」…8点

- ・「客観的な記述」という説明が明確に読み取れれば可。例えば「記者の主観を交えずに事実をありのままに」などは許容してよい。
- ・説明が曖昧であると判断される場合は3点とする。

■要素C 「III」の記事は一人のガーデンキュレーターの営為を」…2点

- ・「ガーデンキュレーター」は「女性・人間」などで可。「営為」も具体的に説明していても可。
- ・説明が曖昧であると判断される場合は1点。

■要素D 「記者が時々」にその視点に自分を重ねつつ語っている」…5点

- ・記者が取材対象の人物に親近感、好印象を持って記事を執筆しているというニュアンスが読み取れば加点してよい。
- ・説明が曖昧であると判断される場合は2点。

■要素E 「主観的な記述の散見される文章」…7点

- ・「I・II」と比較すると、記述に主観的要素が見出される、というニュアンスが読み取れれば可。
- ・説明が曖昧であると判断される場合は3点とする。

■要素F 「I・II」と「III」の記述の性格を対比する説明する形の場合になっていけば広く許容してよい。不適切と判断される場合は1点減点。

- 形式上の不備
- ・文末表現は要素参照

基準 配点30点

■模範解答例

A
B
C
D
E
 「I・II・IIIの記事が具体的なデータや出来事を対象とするのに対して、IVの記事は、人間にとっての自己の身体という自然の哲学的な意味を対象としている。それゆえ、I・II・IIIの記事の事実を描写する文体とは異なり、論理を展開する文体になっている。」

■採点方法・各要素単独採点
字数制限なし

- 要素A「I・II・IIIの記事が具体的なデータや出来事を対象とする」…6点
- ・記事が「具体的な」事物を対象にしているということが明確に読み取れれば可。
- ・「具体的な」に対応する説明を欠く場合は4点。
- ・説明が曖昧であると判断される場合は2点。

- 要素B「IVの記事は、人間にとっての自己の身体」…6点
- ・「人間の身体」についての記述であることが明確に読み取れれば可。
- ・説明が曖昧であると判断される場合は2点。

- 要素C「哲学的な意味を対象としている」…4点
- ・単に「意味」とある場合は2点。

- 要素D「I・II・IIIの記事の事実を描写する文体」…7点
- ・「事実を描写する」とほぼ同じ内容が示されていれば可。
- ・説明が曖昧であると判断される場合は3点。

- 要素E「論理を展開する文体」…7点
- ・「論理を展開する」とほぼ同じ内容が示されていれば可。
- ・説明が曖昧であると判断される場合は3点。

- 要素F「I・II・IIIとIVの記述の「対象の設定の仕方」と「文体」を対比する説明する形の答案になっていれば広く許容してよい。不適切と判断される場合は1点減点。

■形式上の不備

- ・文末表現は要素参照

基準 配点 3 4 点

■模範解答例

A ビュシスとは、人間の意志を超えた本来の自然、ロゴスとは、人間が自らの意志で制御でき、論理的に記述 B
 しようかのように思い込んでいる自然のことである。 C
 D
 E
 F
 G
 の自然から目をそらし、それを恐れた人間の脳が生み出したものである。しかし、ロゴスをどれほど稠密
 にしようと、ピュシスとしての自然を制御することは不可能である。

■採点方法・各要素単独採点
字数制限なし

■要素A 「ピュシスとは、人間の意志を超えた本来の自然」…5点

- ・「人間の意志を超えた」に2点、「本来の自然」に3点が目安。
- ・説明が曖昧であると判断される場合は2点。

*B・C・D・Eは「ロゴス」についての説明。説明の順序は前後してもよいので、一つのまとまりとして吟味する。

■要素B 「ロゴスとは、人間が自らの意志で制御でき(るかのように思い込んでいる自然)」…5点

- ・説明が曖昧であると判断される場合は2点。

■要素C 「論理的に記述しようかのように思い込んでいる自然」…5点

- ・「記述」は「説明」などでも可。
- ・説明が曖昧であると判断される場合は2点。

■要素D 「制御できないピュシスとしての自然から目をそらし、それを恐れた」…5点

- ・ここに「制御できない」がなくても可。
- ・「目をそらし」は本文通り「見て見ぬふりをし」「隠蔽し」でももちろん可。同ニュアンスならよい。
- ・説明が曖昧であると判断される場合は2点。

■要素E 「人間の脳が生み出したもの」…5点

- ・「人間」は「ホモ・サピエンス」でももちろん可。
- ・「脳が生み出したもの」も「頭で考え出したもの」「観念の産物」などでももちろん可。
- ・説明が曖昧であると判断される場合は2点。

■要素F 「ロゴスをどれほど稠密にしようと」…4点

- ・本文には「どんなに精巧で稠密なロゴスの檻に閉じ込めたとしても」とある。こうした比喩表現をそのまま答案で使っている場合は3点。
- ・説明が曖昧であると判断される場合は2点。

■要素G 「ピュシスとしての自然を(人間が)制御することは不可能」..5点

・ 本文には「ピュシスは必ずその編み目(ロゴスの檻)を通り抜けて漏れ出してくる。溢れ出したピュシスは：私たちの内部にその姿を現す」とある。こうした比喩表現をそのまま答案で使っている場合は3点。

・ 説明が曖昧であると判断される場合は2点。

■要素H 設問の求めている内容の説明となっていると判断できる答案形式なら広く許容してよい。不適切と判断される場合は1点減点。

大問二 現代文・古文・漢文融合問題(90点)

問一

基準 配点:8点(4点×2)

■形式上の不備

- ・記号に()をつけるのは可。

■模範解答 ① イ ② オ

■採点方法

- ・①・②は別々に採点する。
- ・解答例のみ正解。

問二 (一)

基準 配点：8点

■形式上の不備

- ・句点の有無は不問。
- ・送り仮名・読み仮名を一カ所でもつけているものは、返り点が正しくても**全体0点**。

■模範解答

含 応ニ 禁レ 鳥 籠一

■採点方法

- ・解答例のみ正解。一カ所でも誤りがあれば**全体0点**。

問二 (2)

基準 配点…4点

■形式上の不備

- ・句点の有無は不問。

■模範解答 ※同意表現可。ニュアンスが合っていれば許容。

A

鳥が

B

桜の花を

C

ついでにもししたら

D

鳥を捕まえて

E

鳥籠に閉じ込め

F

なければならぬ。

要素A 「含」の主語「鳥が」の補い…1点

要素B 「含」の目的語「桜の花を」の補い…2点

・「桜を」「花を」のみも可。

・「花びらを」も可。

要素C 「含まんとせば」の解釈…4点

・「含まんと」の「ん」が意志で訳せていない場合は**要素C 2点減点**。

・「せば」が仮定で訳せていなければ**要素C 2点減点**。

・「せば」の訳は「もししたら」「もし」くならば「なども可」。

要素D 「鳥を禁めて」の解釈…1点

・「鳥を捕らえて」「なども可」。

・要素Aで「鳥が」という主語を補っている場合は、「鳥を捕まえて」の「鳥を」を省略していても可とする。

要素E 「籠む」の解釈…3点

- ・「鳥籠に」「籠に」の有無は不問。
- ・「籠に入れる」なども可。

要素F 「応に」の解釈…3点

- ・「」する必要がある「」なども可とする。
- ・「」する(「」)「」する(「」)に違いない「」のような推量表現も可とする。
- ・「応に」の部分の訳出は不要だが「きっと・必ず」の意で訳出しているものは可。
ただし他の意味で訳しているものは**要素F減点1点**。
- ・「」したい「」「」しよう「」は**要素F1点減点**。

基準 配点…16点

■形式上の不備

- ・句読点の有無は不問。
- ・文末表現は不問
- ・時制の過去形・現在形は不問。

■模範解答 ※同意表現可。ニュアンスが合っていれば許容。

A

桜が散ることへの不安や恐れを詠んだ点と、

B

花の色や香りを詠むことが少なかった点。

■採点方法 各要素単独採点

要素A 8点

- ・原文の「(桜の歌はその大半が)散ることへの不安や恐れを内在する(ものとなる)」、または「(桜は)散る姿をこそ深く賞美し愛惜する対象とする」のどちらか、または両方を踏まえた内容であれば可。
- ・原文の「(梅の花が)咲くことにその美的風景を見出したのに対して」の要素を含めても可。
- ・ただし、「咲くことに美的風景を見出さなかったこと」を述べるだけで、「散ることへの恐れを詠んだ」「散る姿を賞美し哀惜した」要素がないものは**要素A 6点減点**。

要素B 8点

- ・原文の「和歌で桜の花の香りや紅の色を詠むことは(これら漢詩の影響を受けたものなかに若干の例外的作例を見出すことはできるが)きわめて限定されたものであり、)ほとんど好まれない」を踏まえた内容であれば可。
- ・「(桜の)花(びら)の」が欠けているものは**要素B 1点減点**。
- ・ただし、要素Aで「(桜の)花が」という主語を明示している場合は要素Bに「花(びら)」がなくても減点しない。
- ・「色」は「紅色」「紅」も可。

問四

基準 配点：8点

■模範解答

A

柳の枝に

B

咲かせたい

■採点方法 各要素単独採点

要素A 柳の枝に：2点

- ・「柳が枝に」の「が」を連体修飾（～の）として訳していないものは**要素A**加点数なし（**要素A**＝0点）。

要素B 咲かせたい：6点

- ・「～たい」は「～たいものだ」「～たいなあ」のように詠嘆を付け加えても可。
- ・「～たい（ものだ）」を、「～よう」としているものは**要素B**3点減点。
- ・「～たい」を「～ほしい（ものだ）」と訳しているものは**要素B**4点減点。
- ・「～たい」を願望の助詞として訳していないものは**要素B**加点数なし（**要素B**＝0点）
- ・「咲かせてしがな」の「せ」を使役で訳していないもの、「咲きたい」などは**要素B**加点数なし（**要素B**＝0点）。

基準 配点…28点

■形式上の不備

- ・句点の有無は不問
- ・文末表現は不問。

■模範解答 ※同意表現可。ニュアンスが正しければ許容。

A 4点

第二句で花びらの紅色を詠み、

B 4点

第三句で花のすばらしい香りを読んでいる点は

C 2点

桜を詠んだ日本漢詩として典型的であるが、

D 4点

第七句で桜がすぐに散ってしまうことがいやだという気持ちを詠み、

E 6点

第八句で、二重傍線部の和歌と同様に、現実にはありえない手段を使っても風が花を吹き散ら

すことを防ぎたいと詠むことで

F 4点

桜の花が散ることへの哀惜の気持ちを表現していることは

G 2点

和歌的である。

■採点方法 各要素単独採点

要素A 桜を詠んだ日本漢詩として典型的な点(1) 花の色を詠んでいる…5点

・「色を詠んだ」ことに触れていないものは**要素A加点数なし(要素A=0点)**。

・「花」「紅」の有無は問わない。

・詩のどの部分で色を詠んでいるかの指摘がないものは**要素A1点減点**。

・「第二句」は、「晨を迎えて」「半紅なり」「迎晨半紅」のように句そのものを示しても可。

・また要素Bとともに「詩の前半で」という表現でも可。

要素B 桜を詠んだ日本漢詩として典型的な点(2) 花の香りを詠んでいる点…5点

・「香りを詠んだ」ことに触れていないものは**要素A加点数なし(要素A=0点)**。

・「花」「すばらしい」の有無は問わない。

・詩のどの部分で色を詠んでいるかの指摘がないものは**要素B1点減点**。

・「第二句」は、「国香(異なること有るを知り)」「国香知有異」のように句そのものを示しても

可。

・また要素Aとともに「詩の前半で」という表現でも可。

要素C 要素A・Bが桜を詠んだ日本漢詩として典型的であるという説明…2点

・「桜を詠んだ日本漢詩として典型的な点は」[「]という形でも可。

・「桜を詠んだ」がないものは**要素C減点1点**。

・「日本」がないものは**要素C1点減点**。

要素D 和歌的な点の具体例の指摘(一)第七句で桜がすぐに散ることを嫌う気持ちを詠んでいる

…4点

・「すぐに」「早く」の意味の表現がないもの(単に「桜が散ることを嫌う」のようにしているもの)は**要素D2点減点**。

・「桜がすぐに散ること」「は」「散る」という表現を使わず「桜の花が短い期間しか見られないこと」「桜の無常^や」「と」^いうようにしてもよい。

・詩のどの部分であるかを示していないものは**要素D1点減点**。

・第七句「は」「此の花早く落つるを嫌う」「此花嫌早落」のように具体的な句を示してもよい。

・また要素Eとともに「詩の後半で」「詩の最後で」という表現でも可。

・詩のどの部分であるかは示しているが、それが和歌的である理由が不適当なものや、説明されていないものは**要素D3点減点**。

・「嫌う」は「いやがる」「悲しむ」「惜しむ」なども可。

要素E 和歌的な点の具体例の指摘(二)第八句で、傍線の和歌と同様に、風が花を散らすことを

防ぎたい気持ちを詠んでいる…8点

・漢詩に「風で花が散るのを防ぎたい(気持ち)」「風で花を散らせたくない(気持ち)」が詠まれていることを説明していないものは**要素加点なし**。

・積極的に「散るのを止めたい」という要素がなく、単に「花が散るのを惜しむ(恐れる)」というものも**要素E加点なし(要素E=0点)**。

・右の心情が示している場合でも、

※右の心情が、二重傍線部「大空に」の和歌と共通するものであることを指摘していないものは**要素E4点減点**。

共通することが示せていれば、その具体的な内容(和歌は「大空を覆うほどの袖で風を防ぎたい」、漢詩は「風に賄賂を贈って花を散らさないようにさせたい」の有無・内容について)は不問とする。

※その心情が詠まれている(=和歌と共通する)のが、詩のどの部分であるかを示していないものは**要素E1点減点**。

※「第八句」は「争奈せん春風に路ふことを」「争奈路春風」のように句そのものを示してもよい。また要素Dとともに「詩の後半で」「詩の最後で」という表現でも可。

※「風で」の要素を欠いているものは**要素E2点減点**。

※「現実にはありえない手段を用いても」の有無は不問とする。

要素F 和歌的な点の一般化：桜の花が散るのを惜しむ気持ちを詠んでいる…2点

・「散ること」の要素がなく、「桜の花への愛着」のような表現であるものは**要素F加点数なし(要素F=0点)**。

要素G DとFが和歌的であることの指摘…2点

「和歌的な情趣を表現しているのは」という書き方でも可。

問六

基準：配点 8点(4点×2点)

■模範解答 ウ・エ

■採点方法

- ・正解1個につき4点。
- ・ただし、間違った選択肢を選んだ場合は、間違い1個につき4点減点する。
- ・ただし、0点以下になる場合は0点とする。